

### 「第3次守口市教育大綱(案)」に係るパブリックコメント

【募集期間】 令和7年12月26日(金)～令和8年1月25日(日)

【募集方法】 広報もりぐち12月号及び市ホームページに募集概要を掲載し、メール、郵送、FAX、各公共施設に設置の応募箱への投函により受付

【件数】 1件 3項目

番号	ページ	題	パブリックコメント内容	本市回答
1	1	2.策定にあたっての考え方	長が定めるという法律の建付けになっていますが、教育部局が主体的に作成し推進すべきものではないのでしょうか？	教育大綱とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、地方公共団体の長と教育委員会で構成する総合教育会議で協議し、地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針などを定めるものです。次期大綱の内容検討にあたっては、総合教育会議を所掌している企画課が中心となり、教育部と適宜情報を共有しつつ、令和7年度の総合教育会議(全3回)で議論・検討し、作成したものです。
2	5	6.基本方針 基本方針1	「小中一貫校を通して」とあります。小中一貫校が良いとは考えていませんが、さくら小学校及び守口小学校は何故一貫校にならなかったのでしょうか？このままいけば、数十年以上守口市には小学校と中小一貫校等が混在することになります。不都合はないのでしょうか？	本市では、すべての中学校区および義務教育学校において「めざす子ども像」を掲げ、義務教育9年間の学びと育ちのつながりを意識した「小中一貫教育」を推進しております。お示しの不都合については想定しておりませんが、新たな義務教育学校等の設置については、国の示す適正規模・適正配置の考え方にもとづき、今後も適切に検討してまいります。
3	5	6.基本方針 基本方針2	「保護者や地域住民の代表」とありますが、具体的にはPTA会長や自治会長を想定されていると考えていいのでしょうか？	学校運営協議会ごとに委員を推薦していただいております。現在PTAや各地域団体の代表、学識経験者等の方に委員になっていただいております。